

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律

平成5年9月13日

(目的)

第一条 この法律は、社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることにかんがみ、通信・放送身体障害者利用円滑化事業を推進するための措置を講ずることにより、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図り、もって情報化の均衡ある発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「通信・放送役務」とは、電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）並びに放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送をいう。以下同じ。）及び有線放送（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線放送をいう。以下同じ。）の役務をいう。

2 この法律において「解説番組」とは、テレビジョン放送（放送法第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。）において送られる映像を視覚障害者に対して説明するために放送される放送番組であって、当該テレビジョン放送の電波に重畳して行われるテレビジョン音声多重放送（同法第三条の二第四項に規定するテレビジョン音声多重放送をいう。）の放送番組であるも

のをいう。

3 この法律において「字幕番組」とは、テレビジョン放送において送られる音声その他の音響を文字又は図形により聴覚障害者に対して説明するために放送される放送番組であって、当該テレビジョン放送の電波に重畳して行われるテレビジョン文字多重放送（放送法第三条の二第四項に規定するテレビジョン文字多重放送をいう。）の放送番組であるものをいう。

4 この法律において「通信・放送身体障害者利用円滑化事業」とは、次に掲げる業務を行う事業であって、身体上の障害のため通信・放送役務を利用するのに支障のある者が当該通信・放送役務を円滑に利用できるようにするためのもので、身体障害者の利便の増進に著しく寄与するものをいう。

- 一 通信・放送役務を提供し、又は開発する業務
- 二 通信・放送役務を提供するための電気通信設備に付随する工作物を設置する業務
- 三 解説番組、字幕番組その他の放送又は有線放送の放送番組を制作する業務

(基本方針)

第三条 郵政大臣は、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図るため、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進に関する基本的な方向
 - 二 通信・放送身体障害者利用円滑化事業の内容に関する事項
 - 三 その他通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に際し配慮すべき重要事項
- 3 郵政大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、厚生大臣、通商産業大臣その他の関係行政機関の長に協議し、かつ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 郵政大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(通信・放送機構の業務の特例)

第四条 通信・放送機構（以下「機構」という。）は、通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 通信・放送身体障害者利用円滑化事務の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
- 二 郵政大臣及び大蔵大臣が指定する金融機関が行う通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金の貸付けについて、当該金融機関に対し、利子補給金を支給すること。
- 三 通信・放送身体障害者利用円滑化事業に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。
- 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託等)

- 第五条 機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、前条第二号に掲げる業務（利子補給金の支給の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。
- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。
- 3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機

関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するのは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

- 4 機構法第四十条の規定は、第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関について準用する。
- この場合において、同条第一項中「郵政大臣（研究開発出資業務については、郵政大臣又は大蔵大臣）」とあるのは「郵政大臣又は大蔵大臣」と、「その業務」とあるのは「その委託を受けた業務」と、「事務所その他の事業所」とあるのは「事務所」と、「業務の状況」とあるのは「その委託を受けた業務に関し業務の状況」と読み替えるものとする。

(機構法等の適用等)

第六条 第四条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第十七条第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（以下「障害者利用円滑化法」という。）第四条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「障害者利用円滑化金融関連業務」という。）」と、機構法第十九条第四項、第二十九条、第三十九条及び第四十条第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は障害者利用円滑化金融関連業務」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は障害者利用円滑化法」と、機構法第四十三条第一項中「次の場合」とあるのは「次の場合（障害者利用円滑化金融関連業務に係る第二十九条第一項の規定による認可をしようとするときを除く。）」と、同条第二項中「次の場合」とあるのは「次の場合（障害者利用円滑化法第四条に規定する業務に係る第二十九条第一項の規定による認可をしようとするときを除く。）」と、機構法第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び障害者利用円滑化法第四条」とする。

- 2 第四条の規定により機構の業務が行われる場合の機構の財務及び会計に関する事項については、機構法に規定するもののほか、特定通信・放送開

発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号。以下「通信・放送開発法」という。）の規定の適用があるものとする。この場合において、通信・放送開発法第十条中「第六条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」とあるのは「第六条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律第四条に規定する業務」とし、通信・放送開発法第十一条の規定により読み替えて適用される機構法の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる機構法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を通信・放送開発法第十一条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

（資金の確保等）

第七条 政府は、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 郵政大臣（第四条第二号に掲げる業務については、郵政大臣及び大蔵大臣）は、同条に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるように、情報の提供その他の必要な配慮を行うものとする。

（罰則）

第八条 第五条第四項において準用する機構法第四十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第三十一条	研究開発出資業務	研究開発出資業務又は金融関連業務	研究開発出資業務又は両金融関連業務（金融関連業務及び身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（以下「障害者利用円滑化法」という。）第四条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）をいう。以下同じ。）
第三十二条、第三十五条及び第三十八条	研究開発出資業務	研究開発出資業務又は金融関連業務	研究開発出資業務又は両金融関連業務
第三十八条	この法律	この法律及び通信・放送開発法	この法律、通信・放送開発法及び障害者利用円滑化法
第四十二条第一項	及び一般勘定	、通信・放送開発法第六条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。以下「債務保証等業務」という。）に係る勘定並びに一般勘定	、通信・放送開発法第六条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに障害者利用円滑化法第四条に規定する業務（以下「両利子

			補給等業務」という。)に係る勘定並びに一般勘定
第四十二条第二項	及び一般勘定	、債務保証等業務に係る勘定及び一般勘定	、両利子補給等業務に係る勘定及び一般勘定
第四十三条第一項	次の場合	次の場合（金融関連業務に係る第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可又は第三十二条第一項の規定による承認をしようとするときを除く。）	次の場合（両金融関連業務に係る第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可又は第三十二条第一項の規定による承認をしようとするときを除く。）
第四十三条第二項	次の場合	次の場合（通信・放送開発法第六条第一項に規定する業務に係る第二十九条第一項又は第三十一条の規定による認可をしようとするときを除く。）	次の場合（通信・放送開発法第六条第一項に規定する業務及び障害者利用円滑化法第四条に規定する業務に係る第三十一条の規定による認可をしようとするときを除く。）

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(衛星放送受診対策基金に関する特例)

第三条 機構は、機構法附則第七条第一項の規定にかかわらず、衛星放送受信対策基金の運用によって生じた利益の一部をあらかじめ郵政大臣及び大蔵大臣の承認を受けた範囲内において第四条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に

必要な経費の一部に充てることができる。

(郵政省設置法の一部改正)

第四条 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第七十二号を第七十三号とし、第六十八号から第七十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六十七号の次に次の一号を加える。

六十八 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第54号）の施行に関すること。

第五条中第二十二号の二十三を第二十二号の二十四とし、第二十二号の二十から第二十二号の二十二までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の十九の次に次の一号を加える。

二十二の二十 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律の定めるところに従い、基本方針を定めること。

第六条第五項中「第七十一号」を「第七十二号」に改め、同条第六項中「第六十八号」を「第六十九号」に、「第七十号及び第七十一号」を「第七十一号及び第七十二号」に改め、同条第八項中「第七十二号」を「第七十三号」に改める。

理由

社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることにかんがみ、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図るため、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、通信・放送機構の業務に通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施を推進するために必要な業務を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律参考条文

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）

（抄）

（郵政省の所掌事務）

第四条 郵政省の所掌事務は、次のとおりとする。

一～六十七（略）

六十八 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第54号）の施行に関すること。

六十九 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）の施行に関すること。

七十 大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）の施行に関すること。

七十一 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）の施行に関すること。

七十二 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）の施行に関すること。

七十三 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき郵政省に属させられた事務。

（郵政省の権限）

第五条 郵政省は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。

一～二十二の十九（略）

二十二の二十 身体障害者の利便の増進に資する

通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律の定めるところに従い、基本方針を定めること。

二十二の二十一 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の定めるところに従い、基本指針を定め、及び整備計画の認定をすること。

二十二の二十二 大阪湾臨海地域開発整備法の定めるところに従い、大阪再臨海地域及び関連整備地域を指定し、基本方針を決定し、並びに整備計画を承認すること。

二十二の二十三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の定めるところに従い、基本方針を定めること。

二十二の二十四 多極分散型国土形成促進法の定めるところに従い、振興拠点地域基本構想及び業務核都市基本構想の承認をすること。

二十三（略）

（地方支分部局）

第六条（略）

2～4（略）

5 地方電気通信監理局は、第四条第三号、第五号、第二十四号、第四十三号、第四十五号、第四十六号、第四十七号のこから第四十九号まで、第五十一号から第五十六号まで、第五十八号及び第六十四号から第七十二号までに掲げる事務の一部を分掌する。

6 沖縄郵政管理事務所は、第四条第三号、第五号、第九号から第十一号まで、第二十一号、第二十三号から第三十四号まで、第三十六号、第三十七号、第三十九号から第四十三号まで、第四十五号、第四十六号、第四十七号の二から第四十九号まで、第五十一号から第五十六号まで、第五十八号、第六十四号から第六十九号まで、第七十一号及び第七十二号に掲げる事務の一部を分掌する。

7 (略)

8 第一項及び第二項の地方支分部局は、第三項から前項までに掲げる事務のほか、その事務に関連する範囲において、第四条第一号、第二号、第六号から第八号まで、第十二号から第二十号まで、第二十二号、第四十四号及び第七十三号に掲げる事務の一部を分掌する。

9 (略)

通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)
(抄)

(定款記載事項)

第十七条 (略)

2 機構の定款の変更は、郵政大臣(研究開発出資業務に係る変更については、郵政大臣及び大蔵大臣)の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(役員の職務及び権限)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は郵政大臣(研究開発出資業務に関する意見については、郵政大臣及び大蔵大臣)に意見を提出することができる。

(業務)

第二十八条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 通信衛星及び放送衛星を他に委託して打ち上げること。
- 二 通信衛星及び放送衛星の位置、姿勢等を制御すること。
- 三 通信衛星及び放送衛星に搭載された無線設備をこれを用いて無線局を開設する者に利用させること。
- 四 通信・放送技術の実用化に資する高度通信・放送研究開発であって民間においてはその実施が期待されないものを行うこと。

五 特定研究開発基板施設を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供するために必要な資金を供給するための出資を行うこと。

六 海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいすること。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

八 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 (略)

(業務方法書)

第二十九条 機構は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、郵政大臣(研究開発出資業務に係るものについては、郵政大臣及び大蔵大臣)の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、郵政省令(研究開発出資業務に係るものについては、郵政省令、大蔵省令)で定める。

(予算等の認可)

第三十一条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、郵政大臣(研究開発出資業務に係る部分については、郵政大臣及び大蔵大臣)の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表等)

第三十二条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に郵政大臣(研究開発出資業務に係る部分については、郵政大臣及び大蔵大臣)に提出して、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を郵政大臣(研究開発出資業務に係る部分については、郵政大臣及び大蔵大臣)に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による郵政大臣(研究開発出資業務に係る部分については、郵政大臣及び大蔵大臣)の承認を受けた財務諸表及び前項の事

業報告書を主たる事務所に備えて置かなければならない。

(借入金)

第三十五条 機構は、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、郵政大臣(研究開発出資業務に係るものについては、郵政大臣及び大蔵大臣)の認可を受けなければならない。

(省令への委任)

第三十八条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、郵政省令(研究開発出資業務に係るものについては、郵政省令、大蔵省令)で定める。

(監督命令)

第三十九条 郵政大臣(研究開発出資業務については、郵政大臣及び大蔵大臣)は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十条 郵政大臣(研究開発出資業務については、郵政大臣又は大蔵大臣)は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(解散)

第四十二条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、衛星所有勘定及び研究開発出資勘定に属する額に相当する額については国庫に納付し、研究開発推進勘定及び一般勘定に属する額に相当する額については当該勘定に係る各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により研究開発推進勘定及び一般勘定に係る各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 (略)

(大蔵大臣等との協議)

第四十三条 郵政大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務に係るものを除く。)又は第三十六条の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十二条第一項の規定による承認(研究開発出資業務に係るものを除く。)又は第三十七条の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十六条又は第三十八条の郵政省令を定めようとするとき。

2 郵政大臣(研究開発出資業務に係る認可をしようとするときは、郵政大臣及び大蔵大臣)は、次の場合には、関係行政機関の長に協議しなければならない。

一 第二十八条第二項又は第二十九条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十一条の規定による認可(事業計画に係る部分に限る。)をしようとするとき。

第四十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により、郵政大臣又は郵政大臣及び大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第二十八条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第三十九条の規定による郵政大臣又は郵政大臣及び大蔵大臣の命令に違反したとき。

附則

(業務の特例等)

第五条 機構は、当分の間、第二十八条第一項に規定する業務のほか、難視聴地域において日本放送協会の衛星放送(テレビジョン放送(放送法第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。))であって、放送衛星の無線局により行われるものをいう。以下同じ。)を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行う。

2 (略)

第七条 機構は、附則第五条第一項に規定する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために衛星放送受信対策基金(以下「受信対策基金」という。)を設け、第五条第三項前段及び前条の規定により受信対策基金に充てるべきものとして出資された金額をもってこれに充てるものとする。

2・3 (略)

特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)(抄)

(通信・放送機構の業務の特例)

第六条 通信・放送機構(以下「機構」という。)は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 認定計画に係る特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入に係る債務の保障を行うこと。

二 認定計画に係る通信・放送新規事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

三 郵政大臣及び大蔵大臣が指定する金融機関が行う地域通信・放送開発事業の実施に必要な資金の貸付について、当該金融機関に対し、利子補給金を支給すること。

四 情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 (略)

(区分経理)

第十条 機構は、第六条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に係る経理並びに出資業務に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(機構法の適用)

第十一条 第六条第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第十七条第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は特定通信・放送開発事業実施円滑化法(以下「通信・放送開発法」という。)第六条第一項第一号から第三号までに掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。以下「金融関連業務」という。)」と、機構法第十九条第四項、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十五条、第三十八条、第三十九条及び第四十条第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は金融関連業務」と、機構法第三十四条第一項中「及び研究開発出資勘定」とあるのは「、研究開発出資勘定及び通信・放送開発法第六条第一項第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「出資業務」という。)に係る勘定」と、機構法第三十四条第三項及び第四十二条第一項中「及び研究開発出資勘定」とあるのは「、研究開発出資勘定及び出資業務に係る勘定」と、機構法第三十八条中「この法律」とあるのは「この法律及び通信・放送開発法」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は通信・放送開発法」と、機構法第四十一条第二項中「研究開発出資勘定に係る出資」とあるのは「研究開発出資勘定に係る出資、通信・放送開発法第十条に規定する特別の勘定に係るそれぞれの出資」と、機構法第四十二条第一項中「及び一般勘定」とあるのは「、通信・放送開発法第六条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。以下「債務保

証等業務」という。)に係る勘定並びに一般勘定」と、同条第二項中「及び一般勘定」とあるのは「債務保証等業務に係る勘定及び一般勘定」と、機構法第四十三条第一項中「次の場合」とあるのは「次の場合(金融関連業務に係る第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可又は第三十二条第一項の規定による承認をしようとするときを除く。)」と、同条第二項中「次の場合」とあるのは「次の場合(通信・放送開発法第六条第一項に規定する業務に係る第二十九条第一項又は第三十一条の規定による認可をしようとするときを除く。)」と、機構法第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び通信・放送開発法第六条第一項」とする。

○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)
(抄)
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。

四～六 (略)

○放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)(抄)
(定義)

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 「放送」とは、公衆によって直接受信させることを目的とする無線通信の送信をいう。

一の二～二の四 (略)

二の五 「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送をいう。

二の六一六 (略)
(国内放送の放送番組の編集等)

第三条の二 (略)

2・3 (略)

4 テレビジョン放送及びテレビジョン音声多重放送(テレビジョン放送の電波に重畳して音声その他の音響を送る放送をいう。以下同じ。)又はテレ

ビジョン文字多重放送(テレビジョン放送の電波に重畳して文字、図形又は信号を送る放送をいう。以下同じ。)を行う放送事業者は、テレビジョン音声多重放送又はテレビジョン文字多重放送の放送番組の編集に当たっては、同時に放送されるテレビジョン放送の放送番組の内容に関連し、かつ、その内容を豊かにし、又はその効果を高めるような放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)(抄)
(定義)

第二条 この法律において「有線テレビジョン放送」とは、有線放送(公衆によって直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。以下同じ。)であって有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第二条に規定する有線ラジオ放送以外のものをいう。

2～4 (略)

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)(抄)
(定義)

第二条 この法律において「有線ラジオ放送」とは、次の各号の一に該当するものをいう。

一 一区域内において公衆によって直接受信されることを目的として、ラジオ放送(当該放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の映像又は信号を送る放送を含む。以下同じ。)を受信しこれを有線電気通信設備によって再送信すること。

一 一区域内において公衆によって直接聴取されることを目的として、音声その他の音響を有線電気通信設備によって送信すること。

三 道路、広場、公園等公衆の通行し、又は集合する場所において公衆によって直接受信されることを目的として、音声その他の音響を有線電気通信設備によって送信し、又はラジオ放送を受信しこれを有線電気通信設備によって再送信すること。